

(公印省略)
県支広第30044-57号
令和3年3月22日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について (周知)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
標記の件について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から次の事務連絡がありましたので伝達します。

【事務連絡】

令和3年3月18日「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」
(概要)

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関して、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了することとした。

〈添付資料〉

- (別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了
- (別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- (参考) (新旧) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- (別紙3) 医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大(リバウンド)の防止のために
- (別紙4) 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応(概要)
- (別紙5) 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

貴団体におかれましては、事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知に御協力いただきますようお願いいたします。

担当：公益法人係 前川 山下 内藤
TEL：027-226-2148
FAX：027-223-2944
mail：maekawa-koz@pref.gunma.1g.jp